

## 会 議 議 事 録 (要 旨)

会議等の名称	令和6年度第4回磐田市子ども・子育て会議
担当部課名	こども部こども未来課
開催日時	令和7年3月21日(金) 10:00~11:30
開催場所	iプラザ2階 ふれあい交流室1・2
出席者	<p>出席委員(敬称略11人)</p> <p>大杉 拓、大場 暢子、白畑 霞、松野 裕貴、竹内 直樹、松下 忠史、鈴木 敏弘、松下 尚子、山田 悟史、杉本 真美子、泉谷 朋子</p> <p>事務局(14人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こども部長 牧野 ひろみ</li> <li>・こども部 こども未来課 課長 山中 美佳、こども政策G G長 鳥居 良之 主事 清水 駿介、発達相談G G長 青木 明博 幼稚園保育園課 課長 清水 大輔、課長補佐 伊藤 里香 運営支援G G長 鈴木 良幸 こども若者家庭センター センター長 和久田 徹 センター長補佐 青島 やよい、 子育てサポートG G長 佐伯 聖子</li> <li>・教育部 放課後活動課 児童クラブG G長 土井 雅哉 学校教育課 課長 森下 昌司</li> <li>・自治市民部 自治デザイン課 ダイバーシティ推進室長 牧野 敬三</li> </ul>
議 題	<p>(1) 計画パブリックコメントの結果と最終案について</p> <p>(2) 条例の市議会における審議状況について</p> <p>(3) 磐田市幼児教育・保育推進計画の進捗状況等について【報告】</p>
配付資料等	<p>資料1 計画パブコメの結果と最終案について</p> <p>資料2 計画最終案</p> <p>資料3 計画概要版(案)</p> <p>資料4 条例の概要・最終案</p> <p>資料5 条例の市議会における審議状況について</p> <p>資料6 磐田市幼児教育・保育推進計画の進捗状況等について</p>

1 開会	
2 会長あいさつ	<p>皆様、こんにちは。今年度最後の会議となりました。現在、市議会では条例の審議が行われており、計画についてもパブリックコメントを経て、調整が行われ、最終案が完成しました。最後に、この子ども・子育て会議でしっかり見直せるよう議論を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
3 議題	
会長	<p>始めに、議題1「計画パブリックコメントの結果と最終案について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (こども未来課)	<p>事務局説明 (資料1・2・3)</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは、私から1つご質問です。資料3の数値目標の指標4番「将来に希望を持っているこども・若者の割合」が、他の指標と比較して現状値と目標値の差が大きいと感じました。理由や背景がありましたら教えてください。</p>
事務局 (こども未来課)	<p>静岡県も同様にこども計画を策定しており、同じような数値目標を設定しています。4番については、静岡県と比較し、現状値が低いため、静岡県の現状値である70%まで引き上げたいという考えで設定をしました。</p>
委員	<p>私も4番が気になる数値だと思いました。この数値目標と、今後の取組がリンクすると思いますので、この4番の目標値を達成するためにどのような取組をしていくのか教えてください。</p>
事務局 (こども未来課)	<p>資料2の81ページをご覧ください。こども計画は、対象年齢が広がり、青年期も対象としています。出会いや新婚世帯、就労への支援などを定め、こども・若者が希望を持てるよう、乳幼児期や就学児だけではなく、その後も継続して支援していく内容としています。これらの考えが、こども・若者に伝われば、将来に希望を持てる方が増えていくと考えています。</p>
委員	<p>資料3の概要版が分かりやすく、こどもたちも手にとりやすいと思いました。しかし、表記に気になる点がありますので、お伝えします。</p>

事務局 (こども未来課)	<p>3ページ「良い」のルビを「いい」から「よい」に修正したほうがよいと思います。</p> <p>次に、4ページの「共通した」を他の表記と統一し、一行上段にしたほうがよいと思います。</p> <p>最後に「取り組み」と「取組」の表記を統一したほうがよいと思います。</p> <p>ご指摘ありがとうございます。 検討・修正させていただきます。</p>
委員	<p>資料3の概要版について、保護者や子どもには「ライフステージ」という言葉が、馴染みがないため、説明があるとよいと思いました。</p> <p>また、いじめ・不登校等への対応について、まずは子どもたちの意見を聞いて、一人ひとりに合わせた支援を行うとしたほうが、子どもたちが読むときに納得してもらえらると思います。</p>
事務局 (こども未来課)	<p>「ライフステージ」は、資料3の概要版に説明を追加します。</p> <p>いじめ・不登校等への対応の記載についてですが、概要版は計画本編を短く分かりやすくして表記をしております。来年度の5月5日に、磐田市こどもの権利と笑顔約束条例を施行予定です。この条例について、子どもたちの目線で、分かりやすいパンフレットを作成する予定です。そのパンフレットに、いじめや不登校に関する内容を掲載し、子どもたちにわかりやすい表記で伝えていきたいと考えています。</p>
委員	<p>資料3の概要版で使用されている「ポスト青年期」という言葉は、一般的なのでしょうか。</p>
事務局 (こども未来課)	<p>国の資料の中で、そのような表記がありましたので、使用しています。(子供・若者育成支援推進大綱では、ポスト青年期について、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者とされています。)</p>
会長	<p>それでは次に、議題2「条例の市議会における審議状況について」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (こども未来課)	<p>事務局説明 (資料4・5)</p>

副会長

前文の「まちの象徴であるスポーツ」という表現について、少し気になりました。

また、第2条の関係機関に児童相談所などが含まれるか気になりました。

それから、第13条や第16条に記載のある「いじめ」は、様々なものがあるため、解説があるとよいと思います。

最後に、第18条第2項の「その他困難を抱えているこども及び当該こどもの家庭」に、ヤングケアラーも含まれるとよいと思いました。

事務局

(こども未来課)

前文の「まちの象徴であるスポーツ」ですが、磐田市のイメージといえスポーツということで、象徴という言葉を使っています。庁内の審査会や市議会など、様々なところで確認・審議をしてもらいましたが、指摘はありませんでしたので、この表現としたいと考えています。

続いて、第2条の関係機関については、磐田市以外の市町村及び県等を想定していますので、児童相談所も含まれます。

いじめやヤングケアラーについては、解説書で説明していきます。

委員

議員からの質問の「こどもの大人への移行支援」の意図を知りたいです。

また、その質問に対する回答で、第2条のこどもの定義があり、「18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を有する者であると市長が認めるもの」とされています。法律だと18歳以上で成人ですが、例えば39歳でも自分でこどもと思えば、こどもとされるのか。法的な概念と、その人の状況によるこどもの概念をどう考えたらよいでしょうか？

事務局

(こども未来課)

議員が他自治体のこどもの権利に関する条例を調べ、磐田市の条例と比較したところ「こどもの大人への移行支援」が含まれていないため、質問がありました。18歳以上の支援を必要とする人に対して、継続的に支援がされるのか、という意図の質問だと理解しています。本条例には第2条第1号に「18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を有する者であると市長が認めるもの」と規定していますので、あえて「こどもの大人への移行支援」という表現はせず、その内容は含まれていると考えますと回答しました。

また、こどもの年齢の考え方についてですが、本条例のベースとなっている国連の「子どもの権利条約」は、こどもを18歳未満と明示しています。その後、「こども基本法」が令和5年4月に施行されて、こどもの年齢の概念が広がりました。これらを踏まえ、市の条例は、まずは18歳

	<p>で区切りますが、対象としては、支援が必要な 18 歳以上の方も含むとしているため、このような表現をしています。</p>
会長	<p>対象になるか、どのように判断をするのでしょうか。</p> <p>自分が「こども」であると思えば対象となるのでしょうか、客観的なものなのでしょうか。</p>
事務局 (こども未来課)	<p>「市長が認めるもの」としていますので、支援が必要な方については、支援をしていくと考えていただければと思います。</p>
副会長	<p>例えば喫煙のようにきちんと年齢で制限し、定める法律もありますが、18 歳でも成長過程にある人もいると考えると、青年期・ポスト青年期の部分も必要な方は「こども」と表現し対象とする。こどもの権利を守る条例は、これでよいと思います。</p>
委員	<p>こどもの権利フォーラムについて、条例やこどもの権利の周知として、よい取組だと感じました。自分も保育園の保護者等に周知したいと思いますので、このイベントの周知や申し込みについて教えてください。</p>
事務局 (こども未来課)	<p>広報いわた 3 月号、磐田市ホームページに掲載されています。他にもチラシを公共施設や子育て関連施設に掲示するなどの周知を行う予定です。4 月 25 日までに、チラシの QR コードから申し込みいただければ、参加することができます。</p>
委員	<p>こどもの権利フォーラムは、大人が対象なのか、こどもが対象なのか両方なのか、確認させてください。</p>
事務局 (こども未来課)	<p>まずは大人に理解してもらいたいです、こどもにも自分たちの権利について、理解してもらいたいですので、大人にもこどもにも来場していただきたいと考えています。</p>
委員	<p>磐田市こどもの権利フォーラムについて、磐田市は外国籍の方が増えていますので、多言語での周知も検討いただきたいです。</p>
事務局 (こども未来課)	<p>多言語対応については、次年度以降、検討していきたいと思っています。</p>

#### 4 報告事項

会長

それでは次に、報告事項1「磐田市幼児教育・保育推進計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

事務局

(幼稚園保育園課)

事務局説明

(資料6)

副会長

資料2の94ページにある、地域型保育は磐田市にありますか。

また、「こども誰でも通園制度」の利用について教えてください。

それから、3歳から5歳まで預かる小規模保育所認可が、来年から始まるという記事を見ました。学校に入る前のこどもたちの組織が変わってきていますので、保育されている方は大変だと思いました。

最後に、障がいを持ったこどもを専門としている施設があると思いますが、近所の施設がなくなってしまったので、どのような状況か気になっています。統廃合などをされていくと、だんだんこどもの声が聞こえなくなって寂しい思いをします。教えていただけますでしょうか。

委員

「ここあ」は移転しました。なくなったわけではございません。現状としては、98%の方が、児童発達支援事業所を使いながら、園に通っています。児童発達支援事業所のみ単独で利用されている方は少ないです。

事務局

(幼稚園保育園課)

まず、「こども誰でも通園制度」ですが、令和8年度から全国の自治体で本格実施であるため、各自治体で準備を進めています。県内では浜松市が令和6年度から試行的に実施しています。磐田市の状況としては、検討を進めています。どの施設も通常の保育で手いっぱいという状況です。課題としては、一時預かりと同様に、こどもを受け入れるため、受入れ側の施設の不安があります。職員の確保が一番の課題であるため、見極めながら進めていく必要があると思っています。私立園の先生方とお話する機会がありますので、制度の内容について丁寧に説明をしながら、ご協力いただける施設を募っています。いずれにしても、令和8年度からの実施に向けて、準備しておりますので、来年度この場でご説明をさせていただけたらと考えています。

次に、地域型保育事業ですが、磐田市では小規模保育事業、ABCとありますが、保育所に近い運営形態をしているA型が11施設、事業所内保育事業が2施設、全部で13施設です。これについては、0歳から2歳までの園児を受入れて運営していますが、3歳になると退園することになり、受入先の確保が課題です。以前にも説明させていただきましたが、本市では保育ニーズの受皿確保の検討を進め、令和7年度から公立こ

委員	<p>も園の保育の枠が広がりました。しかし、年度当初は待機児童0ですが、年度末にかけて、どうしても入園保留が増えていく傾向があります。幼稚園については園児の減少が続いていますので、磐田北幼稚園と磐田南幼稚園を令和8年度から保育園枠を持ったこども園にすることを検討しています。</p> <p>資料2の76ページ「(7) 適正な保護者負担の検討」の「①適正な保育料・利用料金等の検討」について、私の保育園では一時預かり事業を実施していますが、1時間当たりの単価が、しばらく変わっていないため、低い状況です。補助金は出ますが、1年間、営業して苦しい状況にあるので、検討していただけると嬉しいです。</p>
事務局 (幼稚園保育園課)	<p>「適正な保育料・利用料金等の検討」について、経緯としては、磐田市では保育料を変えずにきています。学校の給食費無償化は、国で議論が進み始めています。保育園の給食費は、0歳から2歳までは保育料に含まれていますが、食材費が高騰しているため、苦慮されている中で見直しをされている私立園も多く、公立園についても見直しをしていく必要があると2月の市議会で答弁をしました。その中で、給食費が含まれている保育料が、この物価高騰が続く中で、どの水準が適切か検討していく必要があると考えています。</p> <p>「一時預かり事業」についても、他市の状況などを確認して、保育料、給食費を含めて、検討していきたいと思います。</p>
会長	<p>先ほど副会長から「こどもの声が聞こえなくて寂しい」というお話がありました。個人的には、そういう声が聞けたことが嬉しいです。最近ほうるさいと言われることが多いです。こどもの権利といいますか、大きな声で遊んでよい環境ができるとよいですね。</p> <p>では、時間も経過いたしましたので、以上をもちまして本日の議事・協議を終了させていただきます。</p> <p>限られた時間の中、皆さんから貴重なご意見をいただき、また会議の進行にご協力をいただき誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局にお返しいたします。</p>
事務局 (こども未来課)	<p>先ほどの審議の補足説明です。</p> <p>前文の「まちの象徴であるスポーツ」は、最初の案では「全国レベルのスポーツ」でしたが、子ども・子育て会議で意見をいただきまして、「全国レベル」だけでなく、身近なスポーツも含まれるようにするため、現在の表現となりました。</p>

泉谷氏

また、「いじめ」についても補足です。いじめ防止対策推進法は学校に通うこどもが対象で、磐田市いじめ防止等対策推進条例は市立学校に通うこどもが対象ですが、磐田市こどもの権利と笑顔約束条例では、学校や習い事、地域などのあらゆる場での「いじめ」を対象とし、あえて法律などを使用した定義づけをせずに、広く捉えられるようにしていますので、皆様のご了解をいただければと思います。

それでは本日はお忙しい中、会議へご出席いただきありがとうございました。

本年度は条例や計画を幅広い視点で審議するため、委員以外に追加の出席者として、泉谷様、本日は欠席されている干場様、奥村様にご出席いただきました。今回が最後の会議となりますので、3名を代表して泉谷様から一言ご挨拶をお願いします。

本日、奥村様、干場様が欠席されていますので、代表してご挨拶をさせていただきます。

今年度会議に参加させていただき、条例の制定と計画の策定に関わらせていただき、ありがとうございました。当事者の声が反映された条例・計画を作ろうと、当事者の声に耳を傾けてくださった事務局の皆様へ感謝申し上げます。

「こどものため」と思った発言や行動により、大人の考えや声が大きくなり、こどもの気持ちや意見が、かき消されてきたと言われていています。この条例が制定されたことで、磐田市に関わる皆様がこどもの権利に関心を持ってくださることを切に願うばかりです。このような条例ができると「こども以外にも困っている人は、たくさんいる」というご意見をいただくことがあります。こどもは権利を保障されることで権利の大切さを理解します。現在、こどもが意見表明すること、こどもの意見を尊重することが求められており、自分の話を聞いてもらう、意見を聞いてもらう、そして対応してもらうということを通して1人の人間として認められる経験をします。そういった経験をしたこどもは、自分たちがしてもらったことを他の人に行います。人の話を聞き、人の意見を尊重することを学んでいく、そういったこどもたちが大人になったときに、社会が変わることを期待したいと思います。条例の説明にもありますが、こどもの権利が保障されて、こどもが安心して生活できる社会は、大人にとっても安心して生活できることに繋がると 생각합니다。意見表明や意見の尊重は堅苦しく感じますが、こどもの「今日はこのおやつを食べたい」や「今日はこの洋服を着たい」が意見表明だと思います。「寒いからこの洋服にきなさい」ではなく、「寒いけれど、その洋服で大丈夫かな。もう1枚何を着ようか」と、こどもと一緒に考えることが、大人に求め

られると思います。こどもとどのように対話をしていくかが、私たち大人に課せられた宿題だと思っています。私はテレビをよく見るのですが、あるドラマで、主人公が生徒に「考えて」という問いかけをします。問いかけるだけでなく、一緒に考えている主人公の姿勢が、こどもと対話をする方法の一つとして、参考になると思いました。磐田市こどもの権利フォーラムがありますが、条例の内容を家庭・職場の皆様で共有していただき、全ての場所で、こどもとの対話が進むことを願い、ご挨拶とさせていただきます。一年間ありがとうございました。

## 5 事務連絡

事務局

(こども未来課)

ありがとうございました。とても身近なお話で、今後の行動につながると思います。

令和6年度の会議では、条例や計画について、様々なご意見やご発言をいただき、無事にまとめることができました。改めてお礼申し上げます。

次第にありますとおり、令和7年度は2～3回の会議を予定しております。また改めてご案内しますが、第1回は6月以降を予定しておりますので、よろしくお祈いします。事務連絡は以上となります。

最後にこども部長の牧野からご挨拶申し上げます。

## 6 閉会

事務局

(こども部長)

皆様、ありがとうございました。

今年度は例年とは異なり、新たに制定するこどもの権利に関する条例や、若者などを含めた新しい計画に対し、ご意見をいただきました。様々な視点から発言をいただき、条例は、無事、市議会に議案として提出することができました。県内では、富士市、藤枝市に次ぐ3番目の制定です。

条例の制定や計画の策定にあたり、こどもや保護者、若者、磐田に関わる全ての人たちに、20回ほどのアンケートや意見交換、パブリックコメントなどを実施し、子ども・子育て会議でもご意見もいただき、それらを反映し作成することができました。

条例については、制定が義務ではありませんが、本市は制定します。その目的は、磐田市に関わる全ての人がこどもの権利に対する理解を深めてこどもの権利を尊重し、条例の文中にもありますが、「こどもが心から安心でき、取り巻く全ての世代の人が幸せを実感できるまち」を実現することです。こどもたちが過ごしていく身近な場所で、こどもの権利が守られて、こどもたちが笑顔でいられることを願い制定をします。3月24日が市議会の最終日で、議決されると、この条例が制定となりま

事務局  
(こども未来課)

す。条例や計画を作ることが目的ではなく、これからが重要だと思いますので、あらゆる機会を捉えて、周知・啓発を行い、計画は実行をしていきます。

先ほど紹介しましたが、5月5日には、磐田市こどもの権利フォーラムを開催しますので、ご都合がつく方は、ぜひ足を運んでいただきたいと思います。それから、来年度、磐田市こども・若者会議を設置し、こどもや若者の声をしっかり聞いて、それを施策に反映させる取組を行います。広報いわたの4月号で、小学校5年生から20歳代までのこども・若者15人程度のメンバー募集を行いますので、ぜひ、お知り合いの方などに周知をしていただけるよう、お願い申し上げます。

本年度の会議は本日で最後となります。本当にたくさんのご意見、発言をいただきまして、ありがとうございました。来年度は計画の進捗管理や検証をする年になります。引き続き皆様のご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。改めまして、本当にありがとうございました。

これにて、令和6年度第4回磐田市子ども・子育て会議を終了させていただきます。